

平成29年 第2回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成29年 第2回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成29年3月1日 午前10時00分～10時55分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	平 間 初 美	2 番	只 野 透
	3 番	大 坪 正 明	4 番	古 川 勝 義
	5 番	長 田 智 之	6 番	本 山 久 和
	7 番	浦 島 規 生	8 番	鈴 木 義 満
	9 番	上 村 昌 規		
	11 番	沢 尻 健	12 番	谷 本 憲 一
	13 番	大 谷 誠 一	14 番	川 崎 章 道
5 欠席委員 (1名)	10 番	谷 口 学		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について		
日程第5	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)		
日程第6	議案第2号	農用地利用集積計画(案)について (平成29年3月6日公告予定分)		
7 事 務 局	事務局長 東 本 浩 昭 係 長 得 能 理 主任 石 橋 明 奈			

- 事務局長 ただいまから、平成29年、第2回、美瑛町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の会議には、谷口委員から欠席の届け出が提出されております。
 よって、本日の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 事務局長 これより、町民憲章の朗唱を行います。
 ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。
 わたしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
 一つ、心も体も健やかに、立派につとめをはたしましょう。
 一つ、互いにむつまじ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。
 一つ、決まりを守り助け合い、明るい社会をつくりましょう。
 一つ、自然を愛し文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 川崎会長 おはようございます。
 昨日の3町の研修会に引き続きまして、農業委員会総会ということでご出席を賜り大変ありがとうございます。
 天候につきましては、ほんとに穏やかな日が続いてはいたけど、2月の20日過ぎの大雪、ハウス等が掛け終わった段階での雪ということでちょっと心配されましたけど、そのあとも無事に荒れることなくですね、穏やかな日が続いていると思います。
 昨日あたりから相当天候がよくなってきたということで、本格的なハウス作業も始まると思いますけども、このまま続いてどうか1年がですね、昨年みたいな災害に見舞われないような1年であってほしいなど、そんなふうに思っているところでございます。
 もう皆さんお聞きのことと思いますけども、先週の土曜日に農連の総会がありました。小野寺委員長3期6年やっていたんですけども、今回上層部上川の書記長になるということで委員長が変わりました。横牛の畠前書記長がですね、委員長ということになりました。役員選考過程はですね、相当役員を選ぶのを苦労したというようなことで、実は農協専務、組合長にお願いしてですね、何とか畠君にお願いしたという経緯があります。そのあとの副委員長については菅野君そのままと、書記長にはですね次長だった保田君、書記次長には斉藤君ということで、なんか斉藤君につきましては開会の30分前に決まったというような話も聞いてます。そういう意味ではですね、各

町HP公開用

組織役員選考で大変だなという思いを考えると、ご存じのように農業委員も今回改選ということでございます。任命制になるわけでございますけども、それぞれの地域の中ですね、もしも地域から推されればですね、決して断ることのないようにですね、どうか快く引き受けて美瑛町の農業のためにご尽力いただければと、そんなふうに思っているところでございます。

先日16日に管内の農業委員会の研修会が南富良野町で行われました。北海道農業会議から三本先生が来ていただきましたけども、主に農業政策等の話だったんですけど、ご存じのとおり収入保険ということがですね話題になりまして、まだ決まっていませんけども、収入保険がいいのかそのまま既存の共済制度も残るように聞いてます。その選択もできるわけでございますけども、きのう谷口委員に聞きましたら、まだ詳しいことわかってないということですけども、経営の安定のためにですね収入保険に入っていたきたいのと、青色申告ということが義務づけられています。そこら辺ですね、地域に帰られまして各皆さんにご指導お願いできればということで、実は農業委員会の会長はですね美瑛の税対協議会の副会長をやっています。この青色申告につきましてはですね今農協の営農部でまとめてやるということでございますので、できればその指導も含めてですね青申がいいのか税対協議会の方がいいのかということで、ちょっと今後進めていきたいと、そんなふうに思っています。

あともう1点、実はその16日の日に愛別の48歳の農業委員がですね、地区の会館の責任者ということで、見回り中に屋根から落ちた雪によって下敷きになった。それでたまたま奥さんが1泊2日の旅行だと思いましたがいなかったということで、帰ってきたらいないってということで、慌てて探したら会館の屋根の雪の下敷きになってたという痛ましい事故がありました。

そして昨日はですね、隣の上富良野町の養豚家の従業員がですね、これまた屋根に溜まっている氷を割ってたら、氷が落ちた同時に積もった雪も一緒に落ちて雪の下敷きで死亡したというようなことになってますし、旭の白木君がですね13日でしたかね、除雪中に、雪詰まったと思うんですけども、機械に手を入れて指先2本とられたというような事故が発生しております。これからそういう事故も起こる可能性もありますから、どうか委員の皆さんにはですね、事故に気をつけられて決して無理せずですね、安全の注意を払って仕事に対応していただければと、そんなふうに思います。

ちょっと長くなりましたけども、今日は総会後ですね、専務のほうから若干農協の組織改革というようなことも今年度進むということを聞いてますので、併せて委員協議会のほうでお話ししていただくということをお願いしますので、ちょっと長丁場になりますし午後からは年金協議会もありますので、どうか今日1日よろしくをお願いします。

町HP公開用

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。

○議 長 本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。
本日の総会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第14条第2項の規定により、6番、本山委員、7番、浦島委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
別紙配布資料のとおりです。

【諸般の報告読み上げ】

以上です。

○議 長 これで諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇さん、ほか3件について、同法第18条第6項のただし書きの規程に該当するので報告するものです。

【報告第1号読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第1号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、ほか1件の許可の可否について審議を求めるものです。

【議案第1号番号1番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります〇〇委員からの補足説明をお願いいたします。

〇〇〇委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。隣接する農地を売却するに当たりまして条件不利地の農地を附帯地として贈与したいということです。〇〇〇〇は新規就農者で美瑛町のルールでいきますと5年間は農地を取得できない、ということになっておりますけれども、特例として今回認めていただきたいと思いますので審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございました。

○議 長 これより議案第1号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○議 長 ありませんか。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。
- 議 長 議案第1号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 **【議案第1号番号2番読み上げ】**
- 以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明員に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。今回の農地の売却に伴い、隣接する登記簿、山林、現況は畑として使用しているところを一緒に売り渡したいということで、今回上がってきております。
- 審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 今、事務局からそういう説明がありましたし、担当委員であります○○委員からも補足説明をお願いしましたけども、皆さんのほうから何かありますか。
- 議 長 はい。沢尻委員。
- 沢尻委員 値段のつけ方なんですけど前々からそういう案件で結構出てきていますよね。その辺の現状の畑の部分と山林の分と分けての売買ということには通常ならないものなのかね。なんかいつもなんとなく値段的にどうも安い、表に出ている数字は必ず安い単価になってるんで、その辺これからのやっぱり課題じゃないんでないかなと思うんですけども、如何なものでしょうかね。
- 事務局 今回の案件ですけども、係員より説明したとおり3割くらい山林ということで、そちらのほうを抜いて取引というか売買すればいいんじゃないかというご意見ですが、そうなると測量をして分筆をしなければならぬという状況になりまして、そうするとかなり金額も何十万円と掛かってしまいますので、そういうことを考慮して1筆ということで7割分の農地、3割分の山林ということで割かえして手続きをしたわけなんですけども、厳密に言えば委員おっしゃるとおり分筆をして手続きした

町HP公開用

ほうがいいと思いますけども、経費節減というところから分筆はしないで一体でという形になっているところがございます。

○議 長 どうですか、沢尻委員からのご指摘のとおり、やはりなんで安いのかということになると必ず条件不利地も入れて単価が下がるってということが、今までずっとそういうことで安い価格ってことが見受けられるんですけども、今事務局から説明あったように、分筆に係る費用を考えれば一括ってということでの売買にならざるを得ないというような状況なんですけども。

○議 長 どうですか、ほかの委員の皆さんから何かご意見あれば。どうですか、農地部会の部会長さん。

○大坪委員 本来なら沢尻委員が言われるような取引というのが正規の姿だとは思いますが、実情考えますとやはり分筆に要する経費で、特に測量なんか入りますとやっぱり20万、30万ってすぐ掛かってしまいますので、そうするとやっぱり売るほうも買うほうもやはりそれだけ負担も増えてくるということもありますし、その農地の状況っていうのは詳しくわかりませんけれども、やはり農地によって止むを得ないのかなっていうふうにも思います。
以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。
その他には、はい、本山委員。

○本山委員 畑が7割って説明だったですよ、山林が3割で。
畑が3割で山林が7割だったら、このぐらいの値段なのかなと思うんですけど、この値段で地域の相場としては平均的っていうか妥当な相場なんですかね。

○議 長 はい、〇〇委員。

○〇〇委員 もうちょっと詳しく説明したいんですけども、この農地は一応切り開いてはあるんですけども、全部切り開けなかったっていうのは、結構傾斜がきついんですよ。その切り開いたところも結構傾斜がすごくきつくて作れないところも含まれてるんですよ。一応畑にはなってるんですけども、そういうところも考慮しながら今回こういう値段を出してるんですけども。

○議 長 それでは番号2番について、質疑に入らせていただきます。
発言のある方、ありませんか。

○議 長 よろしいですか。

【はいの声】

- 議 長 それでは質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。
- 議 長 議案第1号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第2号、農地利用集積計画、案について、平成29年3月6日公告予定分の件を議題とします。
- 議 長 議案第2号、番号1番については、〇〇番、〇〇委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席をお願いいたします。

【〇〇委員退席】

- 議 長 番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、平成29年、第2回、平成29年3月6日公告予定分です。
〇〇〇〇、ほか12件、利用権の設定等、所有権の移転10件、賃貸借3件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について審議をお願いいたします。

【議案第2号番号1番読み上げ】

以上で1番の説明を終わります。

- 議 長 番号1番について、質疑に入ります。
- 議 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。

○議 長 議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ○○委員の入場を認めます。

【○○委員入場】

○議 長 ○○委員にお知らせいたします。
本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 番号2番から13番については一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 【議案第2号番号2番から13番読み上げ】

10番につきましては、保有合理化事業で北海道農業公社による買い入れですが、買入協議は行わず、買入れ後は担い手支援により5年間の賃貸が予定されている案件です。

以上、設定を受ける者13件、9名、2法人、設定をする者13件、12名。田3筆、18万9822平米、畑14筆、28万6062平米、計46筆、47万5884平米です。

以上で説明を終わります。

○議 長 番号2番から13番について質疑に入りますが、その前に番号3番について事務局と○○担当の○○委員のほうから補足説明がありますのでお願いします。

○事務局 補足説明をさせてください。

番号○○番、○○○○から、○○○○への売買の案件です。

○○○○より、農家レストランと農業後継者住宅を建設したいとの相談がありまして、申請地が農振農用地に入っているため北海道と美瑛町農林課との協議がありました。農家レストランは要件上農振除外できないという回答が北海道からあったことから、農業後継者住宅のみを建設するという事で所有権取得を希望されました。本来は農地法第5条の転用になります

町HP公開用

が、農地として利用してから転用していきたいということの意向によりまして今回の議案提出となりました。転用申請につきましては秋以降になる予定でございます。

私からの説明は以上です。

○議 長 ○○委員、説明をお願いします。

○○○委員 今事務局のほうからご説明ありましたとおりでございます。本人も当初、レストランということも考えたようですけども、なかなかこの案件がですね、通ることが難しいということも、私のほうからも言わせていただいております。とりあえず娘さんが旦那さんをもらったということで急遽住宅も建てないとならないということで、たまたまこう重なったわけで、今回住宅だけを建てまして、残った土地というのはですね、今、○○○○から借りております土地とつながっておりますので、ことし春以降はですね麦を蒔くということを確認を貰っておりますので、先ほど事務局の言われたとおり、プラスこういう状況だということの説明しておきたいと思っております。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 事務局から報告したらいいと思うんですけども、場所的にはですね、○○○○の住宅、わかると思うんですけど、あれから○○のほうにいった○○○○と隣接するちょうど角、当初は農家レストランをやりたいというようなことで、2反、2467平米を分筆してそこを買ったんですけども、よく調べてみると、さっき事務局から報告があったように農家レストランは認められないというようなことで、○○委員から報告あったように、今年の場合は春に春小を植えて住宅部分の1000平米をこの秋に転用して住宅を建てるというようなことで、2400平米ですけども実質は1000平米の農家住宅の転用ということで秋以降出てくるのかなと、そういう案件です。

これについて何か、質問等があればお願いします。

どうですかね、指名するのもなんですけど。

農家の方が農家レストランをやるということなんだけど、なかなか農家レストランといえどもハードルが高いんだなっていう、ちょっと事務局から聞いて、私自身思ったんですけども。

よろしいですか、○○番の案件は。

【はいの声】

○議 長 はい、それでは2番から13番までの中で、ご質問があれば、

お聞きしたいと思います。

○議長 長 はい、長田委員。

○長田委員 番号の13番の案件についてお尋ねしたいんですけども、これ恐らく新規就農っていう形で〇〇〇〇されると思うんですけども、その場合にですね農地の価格についてはそれぞれの改善組合で決めた形で上がってきているもので特段は自分のほうからこうだと、こう思うっていう話はないんですけども、ただ、公社の取り扱い単価について全町的な畑の単価のレベルからは少し低いかな。公社の取り扱う保有合理化の取り扱う事例の畑にしろ、田にしろ、優良農地っていうことが大前提になってくると思うんですね、その場合について、ちょっと價格的に自分なりに疑問符かなっていう、その優良農地たる價格に対してはちょっと疑問符かなっていう部分があるんですけども。その営農計画書を見ますと、5年後に取得っていう形の中の1番の収支の差し引きの部分の数字見ると、そばの経営でまずまずこう積み重なっていき収益が上がっているよという状況なんで、取得に対する價格的な部分でもう少し價格をそれなりの價格に設定できなかったのかなっていうふうに思います。これは意見として捉えていただきたいなと思います。

○事務局 〇〇番の案件は、〇〇番の〇〇〇〇と公社の売買の案件と連動しておりまして、売り手の〇〇〇〇は高齢で、すぐに売買したいという意向がありました。ですが、〇〇〇〇は新規就農者で5年間農地を購入できないということで、〇〇〇〇が売買するには公社に繋がなければならないという状況でありました。それで公社に繋ぐために價格は安価なんですけど理由書をつかって認めてもらった案件であります。

○長田委員 〇〇番と連動しているんですね。
今後公社に取扱ってもらうことに影響がなければよろしいかなと思います。

○議長 長 2番から13番について、再度質疑に入りたいと思いますけども、皆さん、何かございませんか。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

○議長 長 それでは採決いたします。

○議長 長 議案第3号、番号2番から13番について、原案どおり決定

することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
以上をもちまして、平成29年、第2回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成29年 3月 日

美瑛町農業委員長（川崎章道）

川 崎 章 道 ㊞

美瑛町農業委員（本山久和）

本 山 久 和 ㊞

美瑛町農業委員（浦島規生）

浦 島 規 生 ㊞